

○同行援護サービス費の算定構造

基本部分		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)
イ 身体介 護を伴う場 合	(1) 30分未満 (254単位)	× 70／100	× 200／100	夜間もしくは 早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20／100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10／100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10／100	+15／100	1回につき 100単位 を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)						
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)						
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)						
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)						
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83 単位)						
ロ 身体介 護を伴わな い場合	(1) 30分未満 (105単位)	× 90／100					
	(2) 30分以上1時間未満 (197単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単位)						
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単位)						
初回加算		(1 月につき200単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1 回につき150単位を加算)					